

一般社団法人神奈川県建物解体業協会と 消防活動の協力に関する協定を締結しました！

本日、本市と一般社団法人神奈川県建物解体業協会との間で、別添のとおり消防活動の協力に関する協定を締結しましたので、お知らせします。

本協定の締結により、市内で発生した災害において、一般社団法人神奈川県建物解体業協会会員が保有する大型重機を活用した消防活動により、より効率的な消火活動等を実施することができます。

- 1 協定日 令和2年8月19日（水）
2 締結式出席者 一般社団法人神奈川県建物解体業協会 会長 鈴木 和道
相模原市長 本村 賢太郎



(左から、一般社団法人神奈川県建物解体業協会 鈴木会長、本村市長)

3 協力事項

- (1) 消火活動の支障となる焼き堆積物等の除去
- (2) 救助活動の支障となる障害物等の除去
- (3) 危険要因となる構造物等の除去
- (4) 消防活動を円滑にするための開口部の設定
- (5) その他、協力を必要とする事項

問い合わせ先
消防局 警防課
直通電話 042-751-9140
対応責任者 課長 森 泰教

消防活動の協力に関する協定書

相模原市(以下「甲」という。)と一般社団法人神奈川県建物解体業協会(以下「乙」という。)とは、相模原市内で発生した災害における消防活動の協力について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、相模原市内で発生した火災、救助事故等における消防活動(以下「消防活動」という。)の協力を甲が乙に求めるに当たって必要な事項を定める。

(協力要請)

第2条 甲は、次の消防活動について、第4条の手續により、乙の協力を要請することができる。

- (1) 消火活動に支障となる焼き堆積物等の除去
- (2) 救助活動に支障となる障害物等の除去
- (3) 危険要因となる構造物等の除去
- (4) 消火活動を円滑にするための開口部の設定
- (5) 前各号に掲げるもののほか、乙の協力を必要とする事項

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、必要な人員、車両、資機材等を調達し、甲が実施する消防活動に可能な限り協力する。

(連絡体制等の確認)

第3条 甲及び乙は、消防活動時にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制等について様式1により年度当初に相互に連絡するものとする。なお、甲乙それぞれの連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(協力要請の手續)

第4条 甲は、乙に協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により行う。この場合において、甲は、事後に様式2-1により乙に通知するものとする。

- (1) 災害の発生場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両、資機材等
- (3) 責任者の氏名及び連絡先
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協力の要請に必要な事項

(協力業務の実施)

第5条 乙は、前条の規定により協力の要請を受けたときは、可能な限り甲の実施する消防活動に協力するものとし、協力する乙の会員(以下「乙会員」という。)を決定の上、甲に文書で協力する消防活動(以下「協力業務」という。)の実施の可否について甲に電話等で回答する。この場合において、乙は、事後に様式2-2により甲に報告するものとする。

2 乙は、協力の要請に応ずることのできない場合は、その旨を速やかに甲に連絡するものとする。

3 乙会員は、甲の職員の指示に基づき協力業務を実施するものとする。

(報告)

第6条 乙は、前条の規定により甲の要請する協力業務を実施した場合は、次に掲げる事項を電話等により報告することとし、その協力業務を完了したときは、速やかに書式3により甲に報告するものとする。

- (1) 活動場所
- (2) 活動の内容
- (3) 従事した人員、車両、資機材等

- (4) 従事期間
- (5) その他必要事項
- (経費の負担)

第 7 条 第 5 条の規定により乙会員が実施した協力業務に要した経費については、甲が負担する。

2 前項の経費の額については、甲乙協議の上、決定する。

(損害の負担)

第 8 条 第 5 条の規定により乙会員が実施した協力業務により生じた損害の負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(第三者に被害が生じたときの措置)

第 9 条 第 5 条の規定により乙会員が実施した協力業務により第三者に被害が生じたときは、甲乙協議の上、その処理解決に当たるものとする。

(補償)

第 1 0 条 第 5 条の規定により乙会員が実施した協力業務に従事した者が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償については、労働者災害補償保険法(昭和 2 2 年法律第 5 0 号)その他の法令の例による。

(連絡窓口)

第 1 1 条 この協定に基づく消防活動の協力に関する事項の連絡窓口及び事務は、甲においては相模原市消防局警防課、乙においては一般社団法人神奈川県建物解体業協会事務局とする。

(秘密の保持)

第 1 2 条 乙は、業務の実施上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議)

第 1 3 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容についての疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲及び乙は、記名の上各自 1 通を保有する。

令和 2 年 8 月 1 9 日

甲 神奈川県相模原市中央区中央 2 丁目 1 1 番 1 5 号

相模原市

市 長 本村 賢太郎

乙 神奈川県横浜市中区太田町 3 丁目 3 6 番地
クリオ横浜関内壱番館 1 0 0 5 号室

一般社団法人 神奈川県建物解体業協会

会 長 鈴木 和道